

国民生活審議会第9回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年3月24日（月）15：00～16：20

2. 場 所 三田共用会議所 大会議室

3. 出席者

（委員）松本部長、岡田委員、神田委員、蔵本委員、齋藤（ひ）委員、齋藤（憲）委員、
沢田委員、佐野委員、品川委員、中名生委員、西村委員、早川委員、水巻委員、
吉岡委員

（事務局）西国民生活局長、堀田官房審議官（国民生活局担当）、川口国民生活局総務課
長、原嶋国民生活局消費者企画課長、川辺国民生活局消費者調整課長、内畠国
民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活
局消費者情報室長、山崎国民生活局消費者企画課長補佐

（1）国民生活センターのあり方について

事務局より、資料1「消費者政策部会報告書（案）」に基づき説明を行った後、
委員から以下のような意見があった。

- 1ページ目の「はじめに」の最終行に「政府においては」とあるが、対応可能な
事項から早急に取り組むのは政府だけでないので、国民生活センターも加えてほし
い。
- 6ページ目の「（4）消費者の自立支援に向けた情報提供・消費者教育」の上か
ら3行目に消費者基本法の基本理念として「消費者の自立の支援のため」とあるが、
2ページ目と同様に「消費者の権利の尊重」という文言も加えてほしい。
- 9ページ目の上から6行目の「事業者の違法な行為に対する差止め請求」とある
が、根拠となる法律に違反していないと差止め請求ができないように感じられるの
で、以前の「不当な行為」の方がいいのではないか。
→ 差止め請求権を行使するためには「違法な行為」でないと難しいと考えている。
- 9ページ目の「6. 地方の消費生活センター等の活性化」の中で、都道府県知事
会や市町村長会等への働きかけを行っていく主体が、消費者行政の新組織なのか国
民生活センターなのか記載されておらず主語を明確にするべきではないか。
→ 政府全体の取り組みであり「政府においては」の文言を追加することとする。

- 本報告書を取りまとめた後、誰が何をいつまでにどういうプロセスで行うかというアクションプランを作成すると思うが、どういう形で検証していくことになるのか。
- 最終的に国民生活審議会総会に報告してから作成するアクションプランに基づきフォローアップしていくことになる。
- * 松本部会長より報告書（案）の方向性について委員のコンセンサスは得られており、本日の議論を受けての修正については、部会長と事務局に一任して頂きたい旨の提案があり、了承。

（２）平成 20 年度における消費者基本計画の検証・評価・監視について

事務局より資料 2 「平成 20 年度の検証・評価・監視について（案）」に基づいて説明を行った後、委員より、以下のような意見があった。

- 方針は基本的には例年通りとのことだが、今回は少しニュアンスを変え、強調する点などを考えないと、「総点検」など今行っている作業の意義が伝わってこない。
- 「個票の作成」について触れられているが、「総点検」の趣旨を踏まえて個票を作成するようにしてほしい。
- 例年この時期に行っているが、この時点では次年度の計画も予算も決まってしまう。現在、全体的に消費者行政の見直しを行っている中で、時間的タイミングも含め、見直すべき点は何か基本的な考えを部会でまとめるということを織り込んでもらいたい。
 - 検証・評価・監視の時期については、各省庁とも 2, 3 月に政策が実施されるので、その評価等はこの時期にならざるを得ない。
 - 5 月に 2 回ヒアリングが予定されているが、これまで上手くいっていない。また、昨年は委員によるプレゼンテーションも行った。今年の場合、4～6 月の具体的な流れをどう考えているのか。
 - 検証・評価・監視については試行錯誤的などころがあり、過去 3 年振り返った上で、その評価自体を考えるのもひとつの方策であると思う。ヒアリングを受けた議論を 6 月に行うようにしたところが、若干工夫したところ。もう少し上手い方法がないか検討したい。
 - 委員のプレゼンテーションについては、この原案では、時間の関係で入れていないが、必要ならばご議論いただきたい。
- 「食べる」「作る」「守る」の 3 つの WG で議論されている項目については、そちらの検討状況を踏まえる、とのことだが、対象を 3 つの WG のみにした理由は何

か。

→ 消費者政策の観点から、重なる部分が少ない2つのWGは除いたところ。議論の中で必要があれば、追加していきたい。

- 単年度方式では、現在のやり方しかないが、たとえば、単年度ではないローリング方式としてはどうか。基本計画のあり方そのものを検討すべきである。

→ 総点検を踏まえ、また、新組織がどうなるのか、新組織の下で基本計画が必要なのかを含めて考えていきたい。

- 基本計画には 17～19 年度までに実施すべき施策をあげており、それについては、部会としてチェックする必要がある。19 年度をレビューしつつ、よりよい基本計画、検証・評価・監視について検討していきたい。

- 新組織との関係から、対象となる施策の判断が難しいのは分かるが、対象が狭すぎるのではないか。5つのWGを全て入れて、消費者問題として取り入れるものを検討してはどうか。

→ 総点検は総点検として進めてもらいつつ、基本計画は基本計画で検証・評価・監視をしていただきたいと考えている。

- まだあいまいな部分があるが、手を抜くことなく、重複することなく、効果的な検証評価をするための協力をお願いしたい。

(3) 総合企画部会における「生活安心プロジェクト」（行政のあり方の総点検）の検討状況について

事務局より、資料3「「生活安心プロジェクト」行政のあり方の総点検（素案）」に基づき説明を行った後、委員から以下のような意見があった。

- 各ワーキンググループでまとめた文書はどういう扱いになるのか。

→ 基本的な部分は総合企画部会として盛り込んでおり、WGのとりまとめは部会の報告とは別に「参考」という扱いにするものと考えている。

- 1ページ目の下から3行目「食品、建築、薬害、年金、悪質商法など」とあるが、薬害と年金についてはほとんど議論されていないので、ここに記載するのならもっと議論すべきであり、議論しないならここからも落とすべきではないか。

→ 時間とテーマの関係でワーキンググループには、相当絞り込んで議論を行っていただいたので、全ては網羅できていない。総合企画部会では、各ワーキンググループからあがってきた問題を横の目線で見ると横断的課題について提案を行っており、そうした提案は今回扱わなかったテーマについても影響を与えうる。

- 食品安全の問題について、何かトラブルが発生してからの対応も確かに大事だが、それ以前にトラブルが起きないようにするにはどうしたらいいかという安全性をどう確保するかについての記載が少ないのではないか。
 - 総合企画部会では、窓口も含めて収集した情報をどう活かしていくかということが議論の中心であったためである。

- 国境を越えた情報の共有化に関して模倣品などの安全性が問題になっており、WGの資料にでも書き込んでほしい。

- 本報告書（素案）を今回の消費者政策部会で取り上げたのは、単なる紹介にとどまるのか、それとも消費者政策部会での意見を反映してもらえるものなのか。
 - 基本的には紹介だが、ここで重要な意見が出れば消費者政策部会長として総合企画部会長に申し入れを行いたいと考えている。

- 11 ページの注に消費者基本法の基本理念が記載されているが、基本法は権利を尊重していくという書き方。総合企画部会では、消費者の権利をもっと強く打ち出すべきという議論は出なかったのか。
 - 新組織の役割や機能が議論の中心であったため、消費者基本法自体についての議論は出なかった。

(以上)

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。